

29 監査公表第 6 号（平成 29 年 5 月 25 日付 福岡市公報第 6396 号公表）分
 （事務監査）

1 局別監査

(1) 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、委託料の支出において次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 平成 27 年度「救急医療に関する市民公開講座開催委託」の委託料の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p style="text-align: right;">(地域医療課)</p>	<p>【措置済（平成 29 年 11 月 15 日通知）】</p> <p>委託料等の支出事務については、完了検査日や支払日等を確認するため、チェックリストを活用するなど、再発防止に努めている。</p>
<p>B 平成 28 年度「狂犬病予防定期集合注射業務委託」の委託料の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p style="text-align: right;">(動物愛護管理センター)</p>	<p>【措置済（平成 29 年 11 月 15 日通知）】</p> <p>支払事務のチェックリストを作成し、複数の職員をもって毎月確実に活用することで、請求書の提出を遅延なく催促し、支払事務の遅延や漏れを防ぐよう課内のチェック体制の強化を図った。</p>
<p>(イ) 福岡市献血推進協議会事業補助金の交付先団体の経理事務について(意見)</p> <p>本市が補助金として交付し、本市職員が管理する準公金については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、平成 27 年度及び同 28</p>	<p>【措置済（平成 30 年 9 月 19 日通知）】</p> <p>平成 30 年度より、区で開催する意見交換会に係る費用については、準公金団体からの現金支出ではなく、事務費として市の予算編成を行い、各区健康課への予算令達による事務処理とした。</p>

<p>年度「福岡市献血推進協議会事業補助金」の交付先団体(以下「準公金団体」という。)の経理事務において、各区と校区献血推進団体との意見交換会(献血実績報告、次年度実施希望日調査等)実施にかかる経費を献血推進協議会交付金として、区健康課に現金を交付し、意見交換会開催後、実績報告書と残金を返還させているが、区健康課での現金の出納について、支出伺や現金出納簿等がない区もあるなど、リスクの高い事務処理となっていた。</p> <p>区健康課においても各校区への献血推進は重要な業務であるため、準公金団体の経理事務について、準公金団体と各区健康課との関係を整理し、適切な事務処理となるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健予防課)</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(2) 港湾空港局

監査の結果	措置の状況
<p>委託料等の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 27 年度「第 2 回福岡クルーズ会議 運営業務委託」外 10 件の委託料他 10 件の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(クルーズ支援課)</p>	<p>【措置済 (平成 29 年 11 月 15 日通知)】</p> <p>速やかな事務処理の実施については、支出対象案件について課内で支出事務チェックリストを作成し、定期的に情報共有を行い、事務処理の進捗状況をチェックすることとした。</p>

(3) 東区役所

監査の結果	措置の状況
<p>委託料の支出に長期日数を要していたも</p>	<p>【措置済 (平成 29 年 11 月 15 日通知)】</p>

<p>のについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成27年度「東区公園便所清掃業務委託」の委託料の支出のうち、4月分～6月分において、検査完了から支払まで長期日数を要していた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>	<p>支出手続については、進行管理の更なる徹底と、職員への指導体制の強化を図ることを目的とした課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

(4) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>現金収納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込むことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。</p> <p>しかしながら、平成28年度の市税の現金収納事務において、区出納員が収納した現金を15日遅れて払い込んでいるものがあった。</p> <p>今後、現金収納事務については、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(納税課)</p>	<p>【措置済（平成29年11月15日）】</p> <p>現金収納事務について、収納金は現金領収の都度、所属長に収納金引継書を提出・確認することとしていたが、これに加え、毎朝各係長が現金領収帳を確認することとした。</p>

(5) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 現金収納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込</p>	<p>【措置済（平成29年11月15日）】</p> <p>現金収納事務については、従前より行っていた収納金引継書、日報による確認に加え、現金を保管した際には、金庫に目印の</p>

<p>むことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。</p> <p>しかしながら、平成 28 年度の市税の現金収納事務において、区出納員が収納した現金を 16 日遅れて払い込んでいるものがあった。</p> <p>今後、現金収納事務については、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(納税課)</p>	<p>マグネットを添付し、毎朝の課長の払い込みの声掛け、各係長による現金領収書等の確認を行い、払い込みが遅れないよう注意を行っている。</p>
<p>(イ) 貸金支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>臨時的任用職員の貸金は、福岡市職員の給与に関する条例に基づき、その月の初日から末日までの分を翌月の 15 日に支給することとなっている。また、任用に当たっては臨職管理システムにおいて必要な情報を入力し任用処理を行う必要があるが、それが完了しないと貸金を支給することができない。</p> <p>しかしながら、平成 28 年 6 月分の臨時的任用職員(2名)に係る貸金支出事務について、任用伺入力処理及び決裁は行っていたものの、システムへの決裁済登録を失念し任用処理が完了していなかったため、7 月 15 日に支給できず、7 月 25 日に資金前渡により現金で支給していた。</p> <p>また、資金前渡による支払をしたときは、福岡市会計規則に基づき、定める期限までに精算を行う必要があるが精算を行っていなかった。</p> <p>今後、貸金支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p>	<p>【措置済 (平成 29 年 11 月 15 日)】</p> <p>臨時的任用職員の任用処理が確実に行われるよう、任用処理に必要な項目を記載したチェックリストを作成し、担当者が項目ごとに処理完了チェックを行い、係長が再チェックし、所属長決裁を行うようにした。また、チェック表には、任用伺決裁後、臨職管理システムへ決裁済登録を行うことにより打ち出される辞令書の写しを添付しており、係長及び所属長による登録確認を行うこととした。</p> <p>資金前渡による支払については、資金前渡支出伺から精算までの一連の処理日が分かるチェックリストを作成し、処理漏れや遅延がないよう確認を行うようにした。また、チェックリストは月締めの現金出納簿処理の決裁時に添付し、所属長の承認を得ている。</p>

(西部出張所)	
<p>(ウ) 電磁的記録媒体(USBメモリ)の取扱いについて、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>USBメモリの物品管理事務については、平成27年10月以降は「公用USBメモリ等電磁的記録媒体の取扱いマニュアル」に基づき、適正に管理・利用しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成27年度及び同28年度のUSBメモリの物品管理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>なお、平成25年度第3期定期監査において、一部同様の指導を行っていたが改善されていなかった。</p> <p>今後、USBメモリの管理・利用については、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 記録媒体管理簿及び記録媒体利用台帳について、旧様式のままで管理していた。</p> <p>B また、利用台帳(旧様式)について、利用の際に所属長の承認印を受けていないものが多数あった。</p> <p>C さらに、一部の利用については、利用台帳(旧様式)にも記載せず、メモ用紙に利用日、利用者、返却日を記載していた。</p> <p>D 所有している37本のうち5本について、前記マニュアルでは継続利用をする場合は1か月以内に返却することと定めているが、各係長に長期間貸出したままとなっていた。</p> <p>E 37本のUSBメモリを保有しているが、前回の定期監査において、ほとんど使用実績がないものは、廃棄する予</p>	<p>【措置済(平成29年11月15日通知)】</p> <p>「公用USBメモリ等電磁的記録媒体の取扱いマニュアル」に基づき、記録媒体管理簿及び記録媒体利用台帳を整備し、適正に管理・利用するよう改めた。</p> <p>USBメモリを使用の際は、その都度、記録媒体利用台帳に必要事項を記入し、所属長の承認を受けるよう改めた。</p> <p>また、USBメモリは原則として貸出日に返却することとし、金庫で保管するよう改めた。</p> <p>保有している37本のUSBメモリのうち、使用実績のない29本を物理的に破砕し廃棄した。</p>

定と回答していたが、実査日(平成29年1月20日)現在、廃棄されていなかった。

(保護課)

(工事監査)

1 局別監査

(1) 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの 南市民プール大規模改修工事[総合評価][No. 8] (契約金額1億3,936万5,360円) 本工事は南市民プールの改修を行う建築工事である。 屋内プール既存天井材の撤去において当初設計では、既存図面を参考にアスベスト含有成形板の撤去で積算していたが、受注者が撤去前に調査したところアスベストが含有していないことが判明したため、通常の撤去として施工していた。 しかしながら、契約書及び設計変更ガイドラインにより設計変更すべきところ、受注者との協議のみで、設計変更を行わなかった。 今後は、適正な設計変更を求められたい。 (スポーツ振興課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>【措置済(平成29年11月15日通知)】 工事設計・施工管理を依頼している施設建設課とともに、主管課として複数の職員による確認を行うことで精査体制の強化に努め、再発防止を図った。 (スポーツ振興課) 今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、福岡市設計変更ガイドライン(建築・設備工事編)を遵守し、受注者との協議を適正に行い、必要に応じて設計変更を行うよう再発防止に努めている。 (財政局施設建設課)</p>
<p>(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの A 仮設工事の積算を適正に行うべきもの 南市民プール大規模改修工事[総合評価][No. 8] (契約金額1億3,936万5,360円)</p>	<p>【措置済(平成29年11月15日通知)】 工事設計・施工管理を依頼している施設建設課とともに、主管課として複数の職員による確認を行うことで精査体制の強化に努め、再発防止を図った。 (スポーツ振興課) 今回の指摘内容を課内会議等で周知</p>

<p>本工事は南市民プールの改修を行う建築工事である。</p> <p>仮設工事において、外部足場に転落防止や外壁仕上げ材等の飛散防止のための防音シートを設置することとし積算していたが、同様の目的の災害防止ネットも誤って計上していた結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ振興課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>するとともに、建築設計・積算業務の精度向上の取組みの徹底を図ることとし、設計・積算及び精査業務の精度向上に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
<p>B ハンドホールの積算を適正にすべきもの</p> <p>赤坂公民館・老人いこいの家複合施設その他改築電気工事[No. 14] (契約金額 3,107 万 2,680 円)</p> <p>本工事は公民館及び老人いこいの家施設と小学校プールを一体として改築する建築工事に伴う電気工事である。</p> <p>外構工事について設計変更を行いハンドホールを増工していたが、その積算において、2基計上すべきところを誤って4基計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (コミュニティ施設整備課, 財政局設備課関連)</p>	<p>【措置済（平成29年11月15日通知）】</p> <p>設計変更の際の積算にあたっては、工事設計・施工管理を依頼している設備課とともに、主管課として複数の職員による確認を行うことで精査体制の強化に努め、再発防止を図った。</p> <p>(コミュニティ施設整備課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議で周知するとともに、精査体制の再確認を行った。</p> <p>また、積算業務の精度向上に向けた課内研修を実施し、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>

(2) 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>空調機の能力を適正に設計すべきもの</p> <p>もち福祉プラザ1, 2, 3階空調設備改良工事[No. 6] (契約金額 3,056 万 9,400 円)</p> <p>本工事はもち福祉プラザの1, 2, 3階に設置している空調機を更新する工</p>	<p>【措置済（平成29年11月15日通知）】</p> <p>設計にあたっては、工事設計・施工管理を依頼している設備課とともに、主管課として複数の職員による確認を行うことで精査体制の強化に努め、再発防止を図っている。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議で周知する</p>

<p>事である。</p> <p>一部の空調機の能力の設計において、熱負荷計算を誤り設計した結果、過大な設計となっていた。</p> <p>また、施工において、受注者との協議により一部の機器の能力を変更し施工していたが、契約書及び設計変更ガイドラインに基づく設計変更は行っていなかった。</p> <p>今後は、空調機の能力の適正な設計及び適正な設計変更に努められたい。</p> <p>(障がい者施設支援課, 財政局設備課関連)</p>	<p>とともに、精査体制の再確認を行った。</p> <p>また、福岡市設計変更ガイドライン（建築・設備工事編）を順守し、受注者との協議を適正に行い、必要に応じて設計変更を行うよう再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>共通費及び仮設キュービクルの積算を適正に行うべきもの</p> <p>旧児童相談所受変電設備更新工事 [No. 7]</p> <p>(契約金額 1,888 万 4,880 円)</p> <p>本工事は旧児童相談所の受変電設備を更新する工事である。</p> <p>公共建築工事積算基準において、耐圧試験費、リース料については共通仮設費及び現場管理費を算定しないとされている。</p> <p>しかしながら、誤って耐圧試験費、仮設キュービクルのリース料の共通仮設費及び現場管理費を算定し、さらに、仮設キュービクルの単価を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(障がい者施設支援課, 財政局設備課関連)</p>	<p>【措置済（平成29年11月15日通知）】</p> <p>積算にあたっては、工事設計・施工管理を依頼している設備課とともに、主管課として複数の職員による確認を行うことで精査体制の強化に努め、再発防止を図っている。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議で周知するとともに、精査体制の再確認を行った。</p> <p>また、積算業務の精度向上に向けた研修を実施し、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>

(3) 港湾空港局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p>	<p>【措置済（平成29年11月15日通知）】</p> <p>工事発注する際に使用する設計積算</p>

<p>(ア) アスファルト舗装の積算を適正に行うべきもの</p> <p>箱崎ROROターミナル上屋新築工事 [総合評価] [No. 22]</p> <p>(契約金額3億1,824万2,520円)</p> <p>本工事は、ROROターミナル上屋を新築する建築工事である。</p> <p>外構工事のアスファルト舗装について半たわみ性アスファルト舗装を使用することとしていたが、その積算において一般的な密粒度アスファルト舗装の仕様で、さらに路盤を含めた厚さも誤り複合単価を作成していた結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課)</p>	<p>チェックリストに、アスファルト工事など他の工種がある場合は、土木工事担当課等その工種を主に行う担当に確認・相談をしたかのチェック欄を設け、確認するとともに積算の内容について精査者・担当係長でダブルチェックすることとした。</p>
<p>(イ) 仮設工事の数量算出と単価の適用を適正に行うべきもの</p> <p>箱崎ROROターミナル上屋新築工事 [総合評価] [No. 22]</p> <p>(契約金額3億1,824万2,520円)</p> <p>本工事は、ROROターミナル上屋を新築する建築工事である。</p> <p>仮設工事において内部仕上足場を積算していたが、天井仕上げがないことから内壁仕上げを行う部分の足場架設数量で計上していた。</p> <p>しかしながら、その数量の算出を誤るとともに、枠組足場の単価を採用すべきところを枠組棚足場の単価で計上していた結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、数量算出と単価の適用に十分注意され、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課)</p>	<p>【措置済（平成29年11月15日通知）】</p> <p>工事発注する際に使用する設計積算チェックリストに足場に関するチェック欄を設け、積算の内容について精査者・担当係長でダブルチェックすることとした。</p>

(4) 東区役所

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>間接工事費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>鎧坂歩道橋補修工事(その2) [No. 7] (契約金額 2,331万2,880円)</p> <p>本工事は老朽化した歩道橋の補修工事である。</p> <p>間接工事費の算定について、2種以上の工種内容からなる工事は、当該対象額の大きい工種区分を適用するものとなっている。</p> <p>しかしながら、対象額の大きい工種区分の「鋼橋架設工事」とするべきところを「河川・道路構造物工事」とした結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (維持管理課)</p>	<p>【措置済(平成29年11月15日通知)】</p> <p>間接工事費の積算については、起工時等におけるチェック体制の強化を図るため、設計、積算のチェックリストについての理解を深めることを目的とした、課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきもの</p> <p>[重点事項]</p> <p>市道2城浜名島線道路改良工事 [No. 2] (契約金額 9,176万2,200円)</p> <p>本工事は歩道のバリアフリー化に伴う道路改良工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき届出書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、発注者から市長へ届出書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p>	<p>【措置済(平成29年11月15日通知)】</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきことについては、再発防止のため、当課で管理している工事台帳へ法に基づく届け出の項目を追加するとともに、課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p>

(地域整備課)

(5)博多区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきもの</p> <p>[重点事項]</p> <p>県道博多駅停車場線舗装補修工事</p> <p>[No. 8]</p> <p>(契約金額 1,750 万 1,400 円)</p> <p>本工事は老朽化した舗装の補修工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき届出書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、発注者から市長へ届出書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>【措置済 (平成 29 年 11 月 15 日通知)】</p> <p>今回の事案については、平成 29 年 3 月 14 日に職場研修を行い、所属職員に対して、今回指摘の再資源化に関する法律 (建設リサイクル法) の届出等を適正に行うよう周知徹底した。</p> <p>さらに、工事監督業務に必要な、書類作成等、手続きに漏れが無いよう、工事監督員チェックリストを作成し、毎月の係会議で確認する等、再発防止に努めている。</p>
<p>(イ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>積算及び契約変更を適正に行うべきもの</p> <p>明治公園整備 (その 2) 工事 [No. 3]</p> <p>(契約金額 5,889 万 240 円)</p> <p>本工事は老朽化した公園の再整備工事である。</p> <p>植栽工等の数量が変更となったため契約変更を行ったが、当初設計で土壌改良材の単価が誤っていたことから増額の変更を併せて行っていた。</p> <p>請負代金の変更は、契約書において契約図書の内容変更などが対象になると定</p>	<p>【措置済 (平成 29 年 11 月 15 日通知)】</p> <p>工事設計・施工管理を依頼しているみどり整備課と連携を密に行うこととして、主管課として再発防止を図っていく。</p> <p>(地域整備課)</p> <p>今回の事案については、所属内で原因や課題を共有するとともに、積算時におけるチェックの徹底や契約変更の考え方について指導・確認を行った。</p> <p>また、再発防止のために、積算時に積算チェックリストを活用することとしており、設計者及び精査者のチェックに加え、担当係長が積算根拠や妥当性を重ねて確認するなど、組織としてのチェック体制を</p>

<p>められている。</p> <p>しかしながら、単価の変更については契約図書に基づく変更ではなかったことから不適切な契約変更であった。</p> <p>今後は、適正な積算及び契約変更に努められたい。</p> <p>(地域整備課、住宅都市局みどり整備課関連)</p>	<p>強化している。</p> <p>(住宅都市局みどり整備課)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

(6) 中央区役所

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>諸経費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道清川193号線外2路線照明灯建替工事[No. 8]</p> <p>(契約金額 964 万 5,480 円)</p> <p>本工事は既設照明灯をLED照明灯に更新する工事である。</p> <p>土木工事標準積算基準書において、LED照明灯具は共通仮設費の率計算の対象とせず、現場管理費及び一般管理費の率計算の対象とすると規定している。</p> <p>しかしながら、誤って現場管理費及び一般管理費の率計算の対象としなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>【措置済 (平成 29 年 11 月 15 日通知)】</p> <p>工事の積算における諸経費については、土木工事標準積算基準書に基づき積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(7) 水道局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>設計を適正に行うべきもの</p> <p>博多区吉塚2,5丁目地内配水管布設工事[No. 5]</p> <p>(契約金額 7,460 万 2,080 円)</p> <p>本工事は水道施設の耐震化に伴う配水</p>	<p>【措置済 (平成 29 年 11 月 15 日通知)】</p> <p>設計については、適切な設計を行うよう、平成 29 年 4 月 28 日に当課及び同様の業務を行っている中部管整備課、西部管整備課において研修を実施し、下水道法をはじめ、その他関係法令の順守と占用協議の確実な実施について周知徹底を図った。</p>

<p>管の布設替え工事である。</p> <p>配水管布設工事において、既設の下水道（雨水）暗渠を横断する必要があったため、その構造物に削孔し配水管を布設していた。</p> <p>しかしながら、下水道法第二十四条によると、公共下水道の排水施設の暗渠に設けることができる物件に、配水管等の水道施設は該当せず、設けてはならないことになっている。</p> <p>今後は、施工方法について適正な設計に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（東部管整備課）</p>	<p>また、再発防止のため、設計チェックリストの見直しや、適正な設計となっているかを確認する「適正設計責任者」を任命するなど組織的なチェック体制の強化を図った。</p> <p>なお、本事案の下水道（雨水）暗渠内の配水管は、平成29年5月22日に撤去し、下水道（雨水）暗渠の原状回復を行った。</p>
<p>(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>間接修理費等の積算を適正に行うべきもの</p> <p>瑞梅寺浄水場フロキュレータ修理 [No. 35]</p> <p style="text-align: center;">（契約金額 1,100 万 1,960 円）</p> <p>本修理は瑞梅寺浄水場のNo. 1, 2 沈でん池に設置しているフロキュレータ（凝集剤を注入した水道原水を攪拌する設備）を修理するものである。</p> <p>浄水場の設備機器の修理の積算においては、間接修理費及び一般管理費等の積算は水道局で作成している「水道用設備修理設計積算要領」により積算することとされているが、誤って土木工事に適用される「水道事業実務必携」により積算した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（瑞梅寺浄水場）</p>	<p>【措置済（平成29年11月15日通知）】</p> <p>積算業務については、適正な積算を行うよう、平成29年5月12日に課内研修を行うとともに、平成29年5月15日の部内会議において本事案の情報を共有し周知徹底を図った。</p> <p>また、間接修理費等の積算に用いる計算シートに、設計者が経費率を変更できないよう暗証番号を設定し、誤入力の防止を図った。（平成29年3月設定）</p>